

平成 23 年 6 月 30 日

会員各位

(社)日本医業経営コンサルタント協会
会長 木村 光雄

平成 23 年 6 月 29 日(水)協会研修室で通常総会が開催され、以下の通り承認されましたので議事概要を報告いたします。

議案の審議に先立ち、木村光雄会長より挨拶を申し上げた後、議長選任、議事録署名人を選出した。

議長：会長 木村光雄
議事録署名人：副会長 常山正雄 副会長 向江健治

審議結果

第 1 号議案 平成 22 年度事業報告に関する件 ……承認
第 2 号議案 平成 22 年度決算報告に関する件 ……承認
第 3 号議案 役員の選任に関する件 ……承認
第 4 号議案 名誉会員の推薦に関する件 ……承認
第 5 号議案 公益社団法人移行に伴う定款変更及び規則等の制定に関する件 ……承認

【公益社団法人移行準備特別委員会委員長：石渡宏道より、協会が、今日まで公益社団法人への移行について検討してきた経緯、今回の定款の変更の重点について説明した。】

質疑応答

Q：定款第 2 条第 2 項が削除されているが理由は何か。
A：当協会の場合従たる事務所として支部が考えられるが、支部長が替わると所在地も替わり一定していない。住所登録もしていない。
Q：定款第 4 条第 2 項が削除されているが理由は何か。
A：内閣府からの指導で、今の協会の収益事業の規模では敢えて記載する必要が無い。
Q：定款第 10 条第 5 号 2 年以上会費を滞納したときの扱いは。
A：1 円を残して償却処理をしている。
Q：定款第 17 条、第 19 条とも表現が解りにくい。
A：内閣府から提示されたモデル案に従って作成している。
Q：定款第 47 条：既に支部と地区協議会が存在するのに第 1 項で「理事会の決議により支部および地区協議会を置く」と規定する必要があるのか。
A：規定そのものが無かったので、記載したものである。
Q：定款第 47 条第 4 項は既に支部規則等があるが、その改正もあるということか。
A：改正もありうるということである。
Q：いままで、医業経営研究所の設置が公益社団化の目玉であったが、その取り扱いは。
A：現時点では白紙の状態である。

Q： 現在でも会費が高いとか、それに見合うメリットが無いという意見がある。公益社団法人に移行した場合、協会がどう変わるのか、我々はどう対処すればよいのか明確に示して欲しい。

A： ある所から協会の会費はなぜこんなに高いのかという質問がされ、担当者から協会に説明を求められたので以下のような回答をした。

【書面回答】昭和 56 年 6 月の 18.6%の薬価引き下げから始まる医療費抑制時代におけるころから医療制度改革による医療法改正、医療保険制度改定などにより、医療機関には将来の医療システム構築のための経営戦略、経営の効率化などが緊急の課題となり、医療関連企業はこれらの経営的相談に応えられるかどうか大きな企業価値となりました。

制度改革に沿った患者視点に立った医療システムの構築こそが将来の医業経営の在り方であると自信を持って取引先の医療機関に提案・進言することが重要であります。医療の社会公共性を経営面から支援するコンサルティングを実行するためには良質な見識のある講師による継続的な研修が必要であります。

良い医療は良い経営から、それがより良い社会作りに繋がることを確信して、長い時間の研修にも拘わらず資質の向上のために切磋琢磨しております。

我々医業経営コンサルタントは、良質な見識のある講師による継続的な研修が必要であり、良い医療は良い経営から、それがより良い社会作りに繋がることを確信して、自信を持って取引先の医療機関に提案・進言することが重要である。これが当協会の公益性であり、社会的な評価の向上、すなわち認知度の向上である。

Q： すなわち、良い医療は良い経営、そのために我々は、医療の社会公共性を経営面から支援する。それにより消費者である患者の利益が増進される。これが不特定多数であり、このような視点から活動をしなければならない、ということではなからうか。

A： その通りである。

Q： 調査研究事業は、補助金事業も入るのか。

A： これからの検討事項に。

Q： 会員から、会費と公益・共益の区分について疑問が出されている。

A： 協会自体は、非営利であり、いままで共益事業としてきた会員のための研修事業も、最終的に医療機関及び患者の利益の増進になれば、立派な公益事業であると内閣府の考がえ方が変化してきている。収支相償は事業個々ではなく、全体として収支相償と言うことである。

軽微（文言の統一、誤字脱字等）な修正等については、理事会に一任とし、基本方針に重要な変更があった場合は、改めて総会で決議を得ることを条件とし、定款において別に定めるとしている「会費規程・総会運営規則・役員報酬及び費用に関する規程」についても一括して承認を得た。

承認後、81 ページの附則 2「本協会の最初の代表理事は 〃とする。」の 〃は、移行申請時の会長である「木村光雄」と記載することが了承された。 〃以上